

有効期間満了日 令和13年3月31日
熊通指第38号
令和7年2月28日

110番通報の適切な利用促進のための効果的な広報活動について（通達）

見出しことにについて、「110番通報の適切な利用促進のための効果的な広報活動について（通達）」（平成31年3月5日付け熊通指第113号）に基づき実施しているところであるが、引き続き、下記のとおり実施することとしたので、効果的な取組を推進されたい。

なお、本通達の施行をもって、旧通達は廃止する。

記

1 広報の目的

警察への緊急通報手段としての役割を十分に確保するため、110番通報の適切な利用について、県民により一層の理解と協力を求める目的とする。

2 広報すべき事項

(1) 110番通報の適切な利用

ア 110番通報は、警察への緊急通報の手段であり、事件、事故等警察による緊急の対応を必要とする場合には、迅速に利用するよう呼び掛けるとともに、各種相談等警察による緊急の対応を必要としないものについては、警察相談専用電話等を利用するよう呼び掛けること。

イ 110番通報の利用実態、携帯電話の特性等について紹介し、110番通報時の留意事項について理解を求ること。

(2) 警察相談専用電話等の紹介

各種相談、案内、情報提供等のために設置されている窓口、特に警察相談専用電話（#9110番）を紹介すること。

3 広報の方法

広報の実施等に当たっては、管内等の実情に応じ、各種広報媒体を活用するなど、効果的かつ効率的な方法により推進すること。

4 その他

「110番の日」における広報すべき事項等の具体的な内容については、別途通信指令課長が通知する。